

渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託業者選定審査委員会設置要綱

平成27年8月10日

渡嘉敷村訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託に係る業者の選定を公正かつ適正に実施するため、渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めたものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総務課長
- (2) 民生課長
- (3) 経済建設課長
- (4) 会計課長
- (5) 教育課長
- (6) 船舶課長
- (7) 商工観光課長
- (8) 議会事務局長

3 委員長は、総務課長をもって充てる。また、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、村長に報告する。

- (1) 業者の選定に関する事項
- (2) 前号に関するもののほか、渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託に関する事項

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。